

- 〈3/11 監視チームにおける議論のまとめ〉
2. 安全対策(津波)に係る個別の検討事項について
  - ③ 津波漂流物の選定を踏まえた津波防護の影響評価

## 東海再処理施設における漂流物防護対策について

### 【概要】

漂流物防護対策として、建家外壁においては、波力及び余震との重畳に対して増し打ちの対策により防護するが、漂流物については、漂流物の種類や大きさによっては建家外壁だけで防護することは困難となるため、津波漂流物防護柵の設置により、建家外壁への漂流物の衝突を軽減又は防止する対策を行う方針とした。

令和2年4月27日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 東海再処理施設における漂流物防護対策について

### 1. 漂流物防護方針

廃止措置段階にある東海再処理施設においては、リスクが特定の施設に集中しており、高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場（以下、HAW 施設）とこれに付随するガラス固化技術開発施設（以下、TVF）については、廃止措置計画用設計津波（以下、設計津波）に対し、建家内へ浸水しないよう個別に対策し、安全を確保する方針である。

建家外壁においては、波力及び余震との重畳に対して増し打ちの対策により防護するが、漂流物については、漂流物の種類や大きさによっては建家外壁だけで防護することは困難となるため、津波漂流物防護柵の設置等の対策により、建家外壁への漂流物の衝突を軽減又は防止する対策を行う。

船舶や車両等の大型の漂流物に対しては、津波漂流物防護柵の設置等の対策により捕捉し、建家外壁への到達を防止し、流木や瓦礫等の比較的小型の漂流物は、建家外壁に到達することを考慮した防護方針とする。

漂流物を全て建家外壁で耐え得るように、建家外壁を増し打ちする場合は、外壁厚さが増すため建家構造への影響が大きくなる。その場合は、建家構造の変更に伴う耐震性の再評価を要し、外壁以外の補強が必要となった場合には、設計・工事に更に時間を要するものと考えられることから、早期の実現性は低い。

このため、津波漂流物防護対策としては、津波漂流物防護柵による対策をとることとし早期の実現を目指す。

### 2. 防護対象建家

津波漂流物防護対策による防護対象建家は、以下の通り。

- ・HAW 施設
- ・TVF

### 3. 代表漂流物について

津波漂流物調査結果から、別添1の代表漂流物を選定した。

なお、選定した代表漂流物については、軌跡解析等の結果を踏まえた妥当性の検証を令和2年10月末までに実施する。代表漂流物に変更が生じる場合は漂流物防護対策の設計へ反映する。

### 4. 津波漂流物防護柵について

漂流物防護対策として、一般港湾設備で既に適用事例のある津波漂流物防護柵<sup>※1</sup>の設置を検討している。津波漂流物防護柵では船舶や車両などの大型の漂

漂流物を捕捉するものとし、選定した代表漂流物の種類、重量、遡上津波の津波高さ、流速に応じて、津波漂流物対策施設設計ガイドラインに従い設計を実施する。

なお、流木や瓦礫等の比較的小型の漂流物については建家外壁まで到達するおそれがあるため、これらの漂流物荷重が外壁に作用することを考慮する。

※1 津波漂流物防護柵については、小型船舶、車両、コンテナ、木材などの津波漂流物に対し、鋼管支柱と捕捉スクリーン(金属製ワイヤーロープ等)を使用した津波漂流物防護柵を配置し、特定の建家への漂流物の衝突を防止する。一般港湾設備での津波漂流物防護柵の設置実績では漁船(排水トン数約 60 トン)を対象とした施工事例がある。

津波漂流物防護柵は、漂流物が衝突した際に支柱が衝撃を吸収し、さらにワイヤーロープが衝撃を緩和することで漂流物を捕捉するものである。構造概要図を図1に示す。また、一般港湾設備における施工実績を添付-1に示す。

## 5. 津波漂流物防護柵の設計基準

津波漂流物防護柵の設計にあたっては、「耐津波設計に係る工認審査ガイドの制定について」(平成25年6月19日 原子力規制委員会決定)において、漂流物による荷重を算定する際の設計根拠として参照されている「津波漂流物対策施設設計ガイドライン」(財)沿岸技術研究センター、(社)寒地港湾技術研究センター(平成26年3月)(以下「漂流物設計ガイドライン」という。)を適用して行う。

設計にあたっては、支柱は主な再処理施設の支持地盤である砂質泥岩層又は強固に改良した地盤に設置し、廃止措置計画用設計地震動(以下「設計地震動」という。)に対する耐震性を確保する。また、支柱については、漂流物が1本の支柱へ直接衝突する最も厳しい条件において、ある程度塑性変形を生ずる場合であっても支柱としての機能を保持し、隣接する支柱が弾性範囲内で防護柵を支持する設計とする。

## 6. 津波漂流物防護柵の配置について

津波漂流物防護柵の配置にあたっては、漂流物に対する障害物として期待できる建家を考慮する。

HAW 施設北側に隣接する分離精製工場は、設計地震動による地震力や設計津波による波圧、漂流物の衝突を考慮した場合においても倒壊しない見通しであり、令和2年11月までに行う詳細評価において十分な構造強度を有することを確認したうえで、漂流物に対する障害物として期待する。分離精製工場を障害物と期待した場合の津波漂流物防護柵の配置検討案を図2に示す。

一方、分離精製工場をはじめとしたHAW施設、TVF以外の施設については、設計津波により浸水した場合の環境への影響評価を令和2年7月までに行う予定であり、評価の結果、環境への影響が大きくなる場合は、設計津波に対して所要

の対策を実施することとしており、評価結果を踏まえて漂流物防護柵の配置検討に反映し、令和3年1月に廃止措置計画の変更を行う。

消波ブロックの配備については、漂流物防護柵を設置するまでの間、一時的処置として検討したが、現地製造に時間を要し \* 早期の設置が期待できず、津波漂流物防護柵による対策を早期に実現させる方針とする。

\* 消波ブロック 40t、約 80 個、工期 8 カ月

以 上

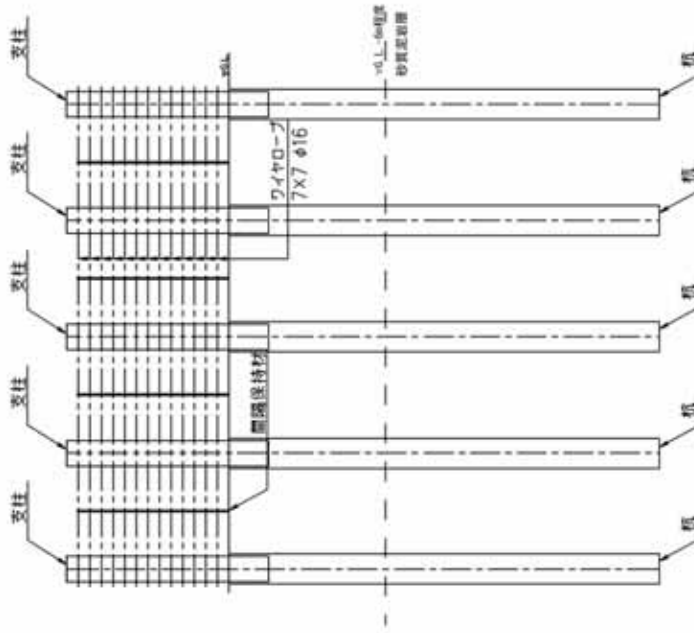
表 代表漂流物

種類	代表漂流物	重量 (t)
建物・設備	水素タンク ※1	約 30
流木	防砂林 (直径：約 0.3m×高さ：約 10m)	約 0.55
船舶	小型船舶	約 57.0※2 (排水トン数)
車両	中型バス	約 9.7

※1 令和 2 年 9 月までに撤去予定の不稼働設備（内部は窒素で置換済み）

※2 船舶の重量は「津波漂流物対策施設設計ガイドライン」に基づき、総トン数（約 19.0 t）の 3 倍に相当する排水トン数（約 57.0 t）とした。

正面図



支柱  
詳細図



仕様

名称	寸法	単位	数量	材質	備考
支柱	φ1100×19.0	本	5	SKK400	ロープガイド (曲面加工) 付
ワイヤロープ	7×7 φ16	本	13	ST1470	長さ調整金具付
間隔保持材	PL 4.5×65	セット	4	SS400	
杭	φ1300×22.0	本	5	SKK490	

防食

名称	表面処理	備考
支柱	亜鉛めっき+ポリウレタン塗装 or ポリエステル塗装	
ワイヤロープ	亜鉛めっき+炭性鉛和ポリエステル樹脂塗装 (DB)	
間隔保持材		

図1 津波漂流物防護柵構造概要図(例)



※敷地内の遡上津波の流況及び軌跡解析結果等を踏まえ津波漂流物防護柵の配置を検討する。

図2 津波漂流物防護柵の配置検討状況

## 1. 施工例

港湾周辺における一般的な津波対象漂流物として、船舶、車両等を想定して漂流物防護柵を設計・施工した実績がある。主な施工実績を表1に示す。

表1 漂流物防護柵の主な施工例と設計条件

施工例	設計条件 (漂流物)	設計条件 (防護柵)
重要タンクの防護用防護柵 (民間エネルギー会社)	対象漂流物：漁船20GT (排水トン数約60トン) 津波深：GL+5.0m 施設高：GL+6.6m 漂流物流速：2.0m/s	端部支柱：直径1000mm、鋼管厚さ14mm 中間支柱：直径800mm、鋼管厚さ12mm ワイヤロープ：直径12.5mm
蒲生幹線 (宮城県)	対象漂流物：漁船、車両 津波深：GL+4.6m 施設高：GL+5.6m 漂流物流速：7.5m/s	端部支柱：直径900mm、鋼管厚さ11mm 中間支柱：直径700mm、鋼管厚さ9mm ワイヤロープ：直径18mm
中野幹線 (宮城県)	対象漂流物：漁船、車両 津波深：GL+1.7m 施設高：GL+2.7m 漂流物流速：2.4m/s	端部支柱：直径318.5mm、鋼管厚さ9.5mm 中間支柱：直径190.7mm、鋼管厚さ6mm ワイヤロープ：直径10mm
中央幹線 (宮城県)	対象漂流物：漁船、車両 津波深：GL+1.6m 施設高：GL+2.6m 漂流物流速：3.3m/s	端部支柱：直径318.5mm、鋼管厚さ9.5mm 中間支柱：直径190.7mm、鋼管厚さ6mm ワイヤロープ：直径10mm
十勝港 (北海道)	対象漂流物：漁船、車両 津波深：GL+3.1m 施設高：GL+4.7m 漂流物流速：1.0m/s	端部支柱：直径318.5mm、鋼管厚さ14.3mm 中間支柱：直径216.3mm、鋼管厚さ12.7mm ワイヤロープ：なし
えりも港 (北海道)	対象漂流物：漁船、車両 津波深：GL+1.7m 施設高：GL+3.3m 漂流物流速：0.9m/s	端部支柱：直径355.6mm、鋼管厚さ6.4mm 中間支柱：直径165.2mm、鋼管厚さ7.1mm ワイヤロープ：直径10mm
厚岸漁港 (北海道)	対象漂流物：漁船、車両 津波深：GL+1.5m 施設高：GL+3.0m 漂流物流速：1.6m/s	端部支柱：直径500mm、鋼管厚さ12mm 中間支柱：直径406.4mm、鋼管厚さ9mm ワイヤロープ：直径14mm



制定 平成 25 年 6 月 19 日 原管地発第 1306196 号 原子力規制委員会決定

耐津波設計に係る工認審査ガイドについて次のように定める。

平成 25 年 6 月 19 日

原子力規制委員会

耐津波設計に係る工認審査ガイドの制定について

原子力規制委員会は、「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を別添のとおり定める。

をもって安全側となる定数が設定されていることを確認する。

#### 4.3 荷重及び荷重の組合せ

##### 【審査における確認事項】

- (1) 安全審査の段階で評価した入力津波の設定方針に基づき、対象施設の設計に用いることを目的として、対象施設の設置位置における入力津波が適切に求められていること。
- (2) 入力津波以外の荷重として、地震力（余震）や各種基準類に示されている荷重類が考慮されていること。
- (3) 上記荷重を適切に組み合わせていること。

##### 【確認内容】

###### ①津波荷重

- a) 津波の繰り返し作用については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波防護施設の機能へ及ぼす影響を考慮して荷重設定が行われていることを確認する。
- b) 過去の津波被害では、洗掘による施設の倒壊等が多数発生している。これを踏まえ、基準津波及びこれの伝播過程の不確かさ・ばらつきを考慮して越流の可能性を検討し、必要に応じて越流時の荷重（例えば、洗掘力等）を踏まえた荷重設定が行われていることを確認する。
- c) 津波伝播及び遡上解析結果を踏まえ、実状に応じて引き波による荷重を考慮していることを確認する。なお、荷重の検討にあたっては、引き波の流下方向、速度に加え、流下方向における地形・人工物の背後側の渦巻き流及び、滞留による影響や人口物前面の洗掘による影響も考慮すること。
- d) 必要に応じて、漂流物の衝突についても考慮されていることを確認する。なお、漂流物の可能性の検討、漂流物の影響の程度に応じた設計上の考慮については、(3.7.1)を参照する。
- e) 発電所施設周辺の一般的な漂流物としては、周辺に停泊されている船舶や車両、コンテナ、木材等の人工物があげられる。また、防波堤等と共に設置される消波ブロック等も津波の大きさによって漂流物となりうる。対象漂流物の設定にあたっては、現地踏査等により、潜在的に漂流物となりうる対象とその形状、数量について検討を行い、漂流物の特定がなされていることを確認する。
- f) 津波防護施設の設計において、漂流物による荷重を考慮する場合、以下の事項が考慮されていることを確認する。
  - ・ 漂流物による津波防護施設への作用は、漂流物の衝突力によって評価されていることを確認する。

- ・漂流物による荷重（衝突力）は、「津波漂流物対策施設設計ガイドライン（案）」等を参照し、対象漂流物質量や寸法、喫水（海面から対象漂流物の下端までの深さ）を基にして算出されていることを確認する。
- ・漂流物の衝突力は、漂流物の重量と流速による衝突エネルギーによって求めることができ、流速の算定については、津波伝播及び溯上解析によって、衝突エネルギーが大きくなる最大浸水深、最大流速から設定されていることを確認する。
- ・漂流物の流速については、既往の研究から浸水深が大きくなるほど最大流速が大きくなることが示されている。流速の設定においては、津波伝播及び溯上解析等によって、科学的合理性をもって流速が安全側となるよう浸水深が設定されていることを確認する。

#### ②地震荷重等

- 入力津波以外の荷重として、地震（余震）や降雪、風、高潮、台風、豪雨等の自然現象に起因する外的事象等の各種基準類に示されている荷重類が考慮されていることを確認する。
- 周辺地盤で液状化の発生が想定される場合、側方流動の影響について検討されていることを確認する。
- 地震荷重（基準地震動による荷重、余震による荷重）については、「耐震設計に係る工認審査ガイド」の「6. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備に関する事項」に準じて検討されていることを確認する。なお、作用荷重は、対象施設の構造形式に応じて検討されていることを確認する。

#### 4.4 許容限界

##### 【審査における確認事項】

- (1) 津波荷重に対する施設の構造健全性、安定性、止水性や水密性等について設計上、適切と認められる規格及び基準等に基づく許容限界を設定していること。

##### 【確認内容】

- 津波に対する適当な規格及び基準等が無い場合、耐震設計に係る規格及び基準等を参考に、照査する性能に応じた適切な許容限界であることを確認する。また、地震に対する評価と同様の許容限界が適用できる場合には耐震設計に係る規格及び基準等を準用していることを確認する。
- 盛土による防潮堤や河川堤防等の盛土・地山斜面については、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」に準じ、周辺斜面の

